

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律要綱

第一 建物の区分所有等に関する法律の一部改正

一 総則

1 区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物等の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならないものとする。

（第五条の二関係）

2 区分所有者は、その専有部分の保存等に必要な範囲内において、他の区分所有者の専有部分等を使用し、又は自らこれらを保存することを請求することができるものとする。

（第六条第二項関係）

3 区分所有者は、国内に住所等を有しない場合等には、その専有部分等の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所等を有する者のうちから管理人を選任することができるものとする。

（第六条の二第一項関係）

二 共用部分の変更等

1 共用部分の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないものを除く。3において同じ。）は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。1及び2において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議で決するものとする。

（第十七条第一項関係）

2 1の決議により共用部分の変更をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の変更に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会において、区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三（これを下回る割合（二分の一を超える割合に限る。）を規約で定めた場合にあつては、その割合）以上の多数による決議で決することができるものとする。

(第十七条第三項関係)

3 共用部分の設置又は保存に瑕疵^{かし}があることによつて他人の権利又は法律上保護される利益が侵害されるおそれがある場合等におけるその瑕疵^{かし}の除去に關して必要となる共用部分の変更等についての1及び2の規定の適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とするものとする。

(第十七条第五項関係)

4 第十八条第一項本文の決議により共用部分の管理をする場合において、規約に特別の定めがあるときは、当該共用部分の管理に伴い必要となる専有部分の保存行為等は、集会の決議で決することができ、きるものとする。

(第十八条第四項関係)

三 管理者は、その職務（保険金等の請求及び受領を含む。）に關し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者（区分所有者又は区分所有者であつた者（書面等による別段の意思表示をした区分所有者であつた者を除く。）に限る。七の2において同じ。）を代理するものとし、規約によりその職務に關し原告等となつたとき等は、遅滞なく、区分所有者等にその旨を通知しなければならぬものとする。

(第二十六条第二項及び第五項関係)

四 規約及び集会

1 規約の設定、変更又は廃止は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。1において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議で決するものとする。

（第三十一条第一項関係）

2 規約が電磁的記録で作成されているときは、規約の保管者は、規約の閲覧請求をした利害関係人の承諾を得て、規約の情報を電磁的方法により提供することができるものとする。

（第三十三条第三項関係）

3 集会の招集の通知は、会日より少なくとも一週間前に、会議の目的たる事項及び議案の要領を示して、各区分所有者（議決権を有しないものを除く。）に発しなければならないものとし、この期間中は、規約で伸長することができるものとする。

（第三十五条第一項関係）

4 裁判所は、区分所有者を知ることができない場合等は、当該区分所有者（以下「所在等不明区分所

有者」という。）以外の区分所有者（４において「一般区分所有者」という。）等の請求により、一般区分所有者による集会の決議をすることができる旨の裁判をすることができるものとし、所在等不明区分所有者は、集会における議決権を有しないものとする。

（第三十八条の二第一項及び第二項関係）

5 集会の議事は、この法律等に別段の定めがない限り、出席した区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及びその議決権の各過半数で決するものとし、書面等によって議決権を行使した区分所有者の数は、出席した区分所有者の数に算入等するものとする。

（第三十九条第一項及び第二項関係）

五 所有者不明専有部分管理命令

1 裁判所は、区分所有者を知ることができない専有部分等について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る専有部分等を対象として、所有者不明専有部分管理人による管理を命ずる処分（以下「所有者不明専有部分管理命令」という。）をすることができるものとする。

（第四十六条の二第一項関係）

2 所有者不明専有部分管理人が選任された場合には、所有者不明専有部分等の管理等をする権利は、所有者不明専有部分管理人に専属するものとし、所有者不明専有部分管理人が保存行為等の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならないものとする。 (第四十六条の三関係)

3 所有者不明専有部分管理命令が発せられた場合における所有者不明専有部分等に関する訴え又は所有者不明専有部分管理人が所有者不明専有部分等の所有者に対して負う義務等について、所要の規定を設けるものとする。

(第四十六条の四から第四十六条の七まで関係)

六 管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令

1 裁判所は、区分所有者による専有部分の管理が不相当であることによって他人の権利が侵害される場合等において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該専有部分を対象として、管理不全専有部分管理人による管理を命ずる処分(十二において「管理不全専有部分管理命令」という。)をすることができるものとする。

(第四十六条の八第一項関係)

2 管理不全専有部分管理人は、管理不全専有部分等の管理等をする権限を有するものとし、保存行為等の範囲を超える行為をするには、裁判所の許可を得なければならないものとする。

(第四十六条の九第一項及び第三項関係)

3 管理不全専有部分管理人が管理不全専有部分等の所有者に対して負う義務等について、所要の規定を設けるものとする。

(第四十六条の十から第四十六条の十二まで関係)

4 裁判所は、区分所有者による共用部分の管理が不相当であることによつて他人の権利が侵害される場合等において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該共用部分を対象として、管理不全共用部分管理人による管理を命ずる処分(十二において「管理不全共用部分管理命令」という。)をすることができるものとし、2及び3の規定等を準用するものとする。

(第四十六条の十三第一項及び第四十六条の十四関係)

七 管理組合法人等

1 管理組合法人の成立及び解散並びに管理組合法人による区分所有権等の取得は、集会において、区分所有者(議決権を有しないものを除く。1において同じ。)の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)の者であつて議決権の過半数(これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上)を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の

各四分の三以上の多数による決議で決するものとする。

（第四十七条第一項、第五十二条の二第一項及び第五十五条第二項関係）

2 管理組合法人は、その事務（保険金等の請求及び受領を含む。）に関し、区分所有者（保険金等の請求及び受領にあつては、保険金等の請求権を有する者）を代理するものとし、規約によりその事務に関し原告等となつたとき等は、遅滞なく、区分所有者等にその旨を通知しなければならないものとする。

（第四十七条第六項及び第九項関係）

3 第五十八条第一項の決議は、集会において、区分所有者（議決権を有しないものを除く。3において同じ。）の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席し、出席した区分所有者及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議で決するものとする。

（第五十八条第二項関係）

八 建替え等

1 建替え決議

(1) 建物が次のイからホまでのいずれかに該当する場合における第六十二条第一項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とするものとする。

イ 地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

ロ 火災に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

ハ 外壁、外装材その他これらに類する建物の部分が剝離し、落下することにより周辺に危害を生ずるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

ニ 給水、排水その他の配管設備（その改修に関する工事を行うことが著しく困難なものとして法務省令で定めるものに限る。）の損傷、腐食その他の劣化により著しく衛生上有害となるおそれがあるものとして法務大臣が定める基準に該当するとき。

ホ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第五項に規定する建築物移動等円滑化基準に準ずるものとして法務大臣が定める基準に適合していないとき。

(第六十二条第二項関係)

(2) 賃貸借の終了請求

イ 建替え決議があつたときは、建替え決議に賛成した各区分所有者等は、専有部分の賃借人に対し、賃貸借の終了を請求することができるものとし、当該請求があつたときは、当該賃貸借は、請求があつた日から六月を経過することによって終了するものとする。

(第六十四条の二第一項及び第二項関係)

ロ イの規定による請求があつたときは、当該専有部分の区分所有者は、当該専有部分の賃借人（転借人を含む。ハにおいて同じ。）に対し、賃貸借の終了により通常生ずる損失の補償金を支払わなければならないものとし、イの規定による請求をした者は、当該専有部分の区分所有者と連帯して当該補償金に係る債務を弁済する責任を負うものとする。

(第六十四条の二三第三項及び第四項関係)

ハ 専有部分の賃借人は、ロの規定による補償金の提供を受けるまでは、当該専有部分の明渡しを拒むことができるものとする。

(第六十四条の二第五項関係)

- (3) (2)のイの規定は専有部分が使用貸借の目的物とされている場合について、(2)の規定は専有部分に配偶者居住権が設定されている場合について、それぞれ準用するものとする。

(第六十四条の三及び第六十四条の四関係)

2 建物更新決議等

- (1) 集会においては、区分所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権等の各五分の四以上の多数で、建物の更新をする旨の決議、建物及びその敷地等を売却する旨の決議、建物を取り壊し、かつ、建物の敷地等を売却する旨の決議並びに建物を取り壊す旨の決議（以下「取壊し決議」という。）をすることができるものとする。

- (2) 1の(1)から(3)までの規定等は、(1)の各決議について準用するものとする。

(第六十四条の五から第六十四条の八まで関係)

九 団地

- 1 第六十五条の場合について、総則、共用部分等、管理者、規約及び集会並びに管理組合法人に関する所要の規定を準用するものとする。

(第六十六条関係)

2 団地内の専有部分のある建物につき規約を定めるには、その全部につきそれぞれ第三十四条の規定による集会における出席した区分所有者（議決権を有しないものを除く。2において同じ。）及びその議決権の各四分の三以上の多数による決議（区分所有者の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）の者であつて議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有するものが出席してされたものに限る。）があることを要するものとする。

（第六十八条第一項関係）

3 団地内の建物の建替え承認決議

(1) 建替え承認決議について、集会において、議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する団地建物所有者が出席し、出席した団地建物所有者の議決権の四分の三以上の多数によりすることができるものとする。

（第六十九条第一項関係）

(2) 建替え承認決議に係る建替えの対象となる特定建物が八の1の(1)のイからホまでのいずれかに該当する場合における(1)の規定の適用については、当該規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とするものとする。

（第六十九条第八項関係）

4 一括建替え決議及び団地内建物敷地売却決議

- (1) 一括建替え決議について、集会において、団地内建物の区分所有者（議決権を有しないものを除く。(1)において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数ですることができるものとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、その区分所有者の三分の一を超える者又は第三十八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者が反対した場合は、この限りでないものとする。
- (第七十条第一項関係)

- (2) 第七十条第一項本文に規定する場合には、集会において、団地内建物の区分所有者（議決権を有しないものを除く。(2)において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物及びその敷地につき一括して、その全部を売却する旨の決議（(2)において「団地内建物敷地売却決議」という。）をすることができるものとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか一以上の建物につき、その区分所有者の三分の一を超える者又は第三十八条に規定する議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者がその団地内建物敷地売却決議に反対した場合は、この限りでないものとする。
- (第七十一条第一項関係)

(3) 団地内建物の全部が八の1の(1)のイからホまでのいずれかに該当する場合における(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とするものとする。

(第七十条第二項及び第七十一条第二項関係)

十 専有部分のある建物が滅失した場合における措置

1 専有部分のある建物が滅失した場合において、当該専有部分のある建物に係る敷地利用権が数人で有する所有権その他の権利であつたとき、又は当該専有部分のある建物の附属施設等につき数人が共有持分を有していたときは、それらの権利(以下「敷地共有持分等」という。)を有する者(以下「敷地共有者等」という。)は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができるものとする。

(第七十二条関係)

2 1の場合について、共用部分等、管理者並びに規約及び集会に関する所要の規定を準用するものとし、招集の通知に関する特例を設けるものとする。

(第七十三条及び第七十四条関係)

3 1の集会において、敷地共有者等の議決権の五分の四以上の多数で、専有部分のある建物に係る建物の敷地等に建物を建築する旨の決議及び敷地共有持分等に係る土地等を売却する旨の決議をするこ

とができるものとする。

（第七十五条第一項及び第七十六条第一項関係）

4 敷地共有持分等に係る土地等の分割請求に関する特例

(1) 滅失した専有部分のある建物（取壊し決議等に基づき取り壊されたものを除く。）に係る敷地共有者等は、その滅失の日から起算して一月を経過する日の翌日以後当該滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、一定の場合を除き、敷地共有持分等に係る土地等について、分割の請求をすることができないものとする。

（第七十七条第一項関係）

(2) 専有部分のある建物が取壊し決議等に基づき取り壊されたときは、当該専有部分のある建物に係る敷地共有者等は、その取壊しによる滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、一定の場合を除き、敷地共有持分等に係る土地等について、分割の請求をすることができないものとする。

（第七十七条第二項関係）

十一 団地内の建物が滅失した場合における措置

1 団地内建物の全部又は一部が専有部分のある建物であり、かつ、その団地内の土地等が当該団地内建物の所有者の共有に属する場合において、その団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、当

該団地内建物の団地建物所有者、敷地共有者等及び専有部分のある建物以外の建物であつて滅失したものの所有に係る建物の敷地等に関する権利を有する者（十一において「団地建物所有者等」という。）は、その滅失の日から起算して五年を経過する日までの間は、集会を開き、規約を定め、及び管理者を置くことができるものとする。

（第七十八条関係）

2 1の場合について、共用部分等、管理者、規約及び集会並びに団地に関する所要の規定を準用するものとし、招集の通知に関する特例を設けるものとする。

（第七十九条及び第八十条関係）

3 1の集会において、議決権の過半数（これを上回る割合を規約で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する団地建物所有者等が出席し、出席した団地建物所有者等の議決権の四分の三以上の多数による承認の決議を得たときは、滅失した建物のうち特定の建物（以下「特定滅失建物」という。）が所在していた土地等に建物を再建すること、滅失した建物以外の特定の建物（3において「特定建物」という。）を建て替えること並びに特定滅失建物の再建及び特定建物の建替えをすることができるとすること。

（第八十一条第一項、第八十二条第一項及び第八十三条第一項関係）

4 第七十条第一項本文に規定する場合において、団地内の全部又は一部の建物が滅失したときは、1

の集会において、団地内建物の団地建物所有者等（議決権を有しないものを除く。4において同じ。）及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物につき一括して、その全部を取り壊し、かつ、当該団地内建物の敷地等に新たに建物を建築する旨の決議（4において「一括建替え等決議」という。）をすることができ、団地内の全部の建物が滅失したときは、1の集会において、団地内建物の団地建物所有者等及び議決権の各五分の四以上の多数で、当該団地内建物の敷地等につき一括して、その全部を売却する旨の決議（4において「一括敷地売却決議」という。）をすることができ、次のとおりとし、かつ、当該集会において、当該団地内建物のうちいずれか以上の建物につき、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じてそれぞれ当該(1)又は(2)に定める者がその一括建替え等決議又は一括敷地売却決議に反対したときは、この限りでないものとする。

(1) 当該建物が滅失した建物である場合 議決権の三分の一を超える議決権を有する者

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 区分所有者（議決権を有しないものを除く。）の三分の一を超える者又は議決権の合計の三分の一を超える議決権を有する者

（第八十四条第一項及び第八十五条第一項関係）

十二 所在等不明区分所有者等の除外に関する裁判、所有者不明専有部分管理命令、管理不全専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令について、管轄、公告、手続等に関する所要の規定を設けるものとする。

(第八十六条から第九十条まで関係)

十三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法の一部改正

一 大規模な火災、震災その他の災害で政令で定めるものにより区分所有建物が滅失した場合には、当該政令で定める期間に限り、第一の十の三の規定の適用については、当該規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とするものとする。

(第二条関係)

二 区分所有建物が大規模一部滅失をした場合における措置

1 一の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合における集会の招集の通知に関する特例を設けるものとする。

(第四条関係)

2 一の政令で定める災害により区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第六十二条第一項及び第

一の八の二の(1)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とするもの等とすること。

(第五条第二項関係)

三 団地内の建物が大規模一部滅失をした場合における措置

1 一団地内にある数棟の建物の全部又は一部が区分所有建物であり、かつ、一の政令で定める災害によりその団地内の全部又は一部の建物が大規模一部滅失をした場合において、当該政令で定める期間内の日を会日とする区分所有法第六十六条において準用する区分所有法第三十四条の規定による集会(第三の八の二の(1)において「団地建物所有者集会」という。)の招集の通知に関する特例を設けるものとする。

(第六条関係)

2 一の政令で定める災害により団地内の特定建物が大規模一部滅失をした場合における建替え承認決議に関する特例を設けるものとする。

(第七条関係)

3 一の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、第一の九の四の(1)及び(2)の規定の適用については、これらの規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とするもの等とすること。

(第八条関係)

四 団地内の建物が滅失した場合等における措置

1 団地内の特定滅失建物が一の政令で定める災害により滅失したものである場合等における再建承認決議等に関する特例を設けるものとする。こと。
(第九条関係)

2 一の政令で定める災害により団地内の全部の区分所有建物が滅失し、又は大規模一部滅失をした場合には、当該政令で定める期間に限り、第一の十一の4の規定の適用については、当該規定中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とするものとする。こと。
(第十条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。こと。

第三 マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正

一 題名を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に改めるものとする。こと。
(題名関係)

二 国及び地方公共団体は、マンションの再生等の円滑化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならないものとする。こと。
(第三条関係)

三 国土交通大臣は、マンション再生事業(マンション建替事業、マンション更新事業、マンション再建事業又はマンション一括建替等事業をいう。以下同じ。)、マンション等売却事業(マンション敷地売却

却事業、マンション除却敷地売却事業又は敷地売却事業をいう。六において同じ。）、マンション除却事業等の円滑な実施に関する事項、除却マンションに居住していた借家権者等の居住の安定の確保に関する事項等を内容とするマンションの再生等の円滑化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。こと。

（第四条第一項及び第二項関係）

四 マンションの建替え等に関する助言、指導等

1 都道府県等は、マンション建替等円滑化指針に即し、マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施の円滑化を図るために必要な助言及び指導をすることができるものとする。こと。

（第四条の二第一項関係）

2 都道府県知事等は、マンションが著しく保安上危険となるおそれがある等と認めるときは、マンション建替等円滑化指針に即し、当該マンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等を実施すべきことを勧告することができるものとする。こと。

（第四条の二第二項関係）

3 都道府県知事等は、2の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けたマンションの区分所有者に対し、マンションの建替え等の実施について特別の知識経験を

有する者のあつせん等を行うよう努めなければならないものとする。 (第四条の二第三項関係)

4 都道府県知事等は、2の規定による勧告を受けたマンションの区分所有者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。

(第四条の二第四項関係)

5 都道府県知事等は、1又は2の規定の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとし、1又は2の規定の施行のため必要があるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

(第四条の二第五項及び第六項関係)

6 都道府県知事等は、1又は2の規定の施行に必要な限度において、マンションの区分所有者に対し、当該マンションの状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション等に立ち入り、当該マンション等を検査させること等ができるものとし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければな

らないものとする。

(第四条の二第七項関係)

五 マンション再生事業

1 マンション再生事業の施行

(1) マンション建替組合をマンション再生組合に改め、マンション再生組合(五において「組合」という。)は、マンション再生事業を施行することができるものとする。 (第五条第一項関係)

(2) マンションの区分所有者等又は滅失したマンションに係るマンションの敷地であつた土地の敷地共有持分等(マンションの一の専有部分を所有するための敷地利用権に係るものに限る。以下同じ。)を有する者等は、一人で、又は数人共同して、マンション再生事業を施行することができるものとする。 (第五条第二項関係)

2 マンション再生組合

(1) 再生合意者は、再生決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとする再生合意者は、(2)の規定により、集会を開き、当該集会において、再生合意者の過半数の者であつて議

決権の過半数を有するものが出席し、出席した再生合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないものとする。

(第九条第一項及び第二項関係)

- (2) 再生合意者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができるものとするほか、集会の招集等に関し、所要の規定を設けるものとする。

(第九条の二から第九条の五まで関係)

- (3) (1)の認可の基準に、再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること等を加えるものとする。

(第十二条第一項関係)

- (4) 組合は、(1)の認可の公告の日から二月以内に、建替え等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができるものとする。

(第十五条第一項関係)

- (5) 組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができるものとする。

(第十五条の二から第十五条の四まで関係)

(6) 組合の解散等は、総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であつて持分割合の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその持分割合の各四分の三以上で決しなければならぬものとする事。

(第三十条第一項関係)

(7) 再生前マンションについて、第一の八の1の(1)の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議等があつた場合における第三十条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「四分の三」とするものとする事。

(第三十条第四項関係)

(8) 再生前マンション等について、第二の二の2の規定により読み替えて適用される区分所有法第六十二条第一項の規定によりされた建替え決議等があつた場合における第三十条第三項の規定の適用については、同項中「五分の四」とあるのは、「三分の二」とするものとする事。

(第三十条第五項関係)

3 個人施行者

(1) 1の(2)の規定によりマンション再生事業を施行しようとする者は、規約等を定め、都道府県知事

等の認可を受けなければならないものとする。

（第四十五条第一項関係）

- (2) (1)の認可の基準に、再生前マンションとなるべきマンション等に再生決議があるときは、当該再生決議が、当該再生決議の要件を満たしてされたものであること等を加えるものとする。

（第四十八条第一項関係）

4 権利変換手続等

- (1) 施行者は、2の(1)の認可の公告等があったときは、遅滞なく、登記所に、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権について、権利変換手続開始の登記を申請しなければならないものとする。

（第五十五条第一項関係）

- (2) 権利変換を希望しない旨の申出等

イ 2の(1)の認可の公告等があったときは、再生前マンションの区分所有権等を有する者は、その公告があった日から起算して三十日以内に、施行者に対し、権利の変換を希望せず、金銭の給付を希望する旨等を申し出ることができるものとする。

（第五十六条第一項及び第三項関係）

ロ イの期間経過後六月以内に(3)の規定による公告がされないときは、当該六月の期間経過後三十

日以内に、イの規定による申出を撤回すること等ができるものとする。

（第五十六条第五項関係）

- (3) 権利変換計画に係る認可を申請したときは、施行者は、遅滞なく、その旨を公告し、及び関係権利者に関係事項を書面で通知しなければならないものとする。

（第五十七条第五項関係）

- (4) 権利変換計画においては、再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権に対応して与えられることとなる再生後マンションの区分所有権等の明細等を定めなければならないものとする。

（第五十八条第一項関係）

(5) 権利の変換

イ 権利変換期日において、権利変換計画の定めるところに従い、再生前マンションの敷地利用権、再建敷地の敷地共有持分等及び施行底地権は失われ、再生後マンションの敷地利用権は新たに当該敷地利用権を与えられるべき者が取得するものとする。

（第七十条第一項関係）

ロ 権利変換期日において、再生前マンションは、施行者に帰属するものとともに、第八十条一条の建築工事等の完了の公告の日に、権利変換計画の定めるところに従い、再生後マンション

の区分所有権は、新たに再生後マンションの区分所有権を与えられるべき者が取得し、被請求借家権者以外の再生前マンションについて借家権を有していた者は、再生後マンションの部分について借家権を取得するものとする。

（第七十一条関係）

ハ 施行者は、権利変換期日までに、施行底地権を有する者で、権利変換期日において当該施行底地権を失い、かつ、当該施行底地権に対応して、再生後マンションの区分所有権等を与えられないもの等に対し、補償金を支払わなければならないものとする。

（第七十五条関係）

(6) 第八十条第一項の規定による再生前マンション等の明渡し請求があつた者が、当該再生前マンション等の明渡しを拒むことができる場合として、2の(5)の規定による賃貸借の終了の請求に係る補償金の提供を受けるべき者について当該提供がない場合等を追加するものとする。

（第八十条第四項関係）

(7) 再生後マンションの区分所有権等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた再生前マンションの区分所有権等、隣接施行敷地権又は施行底地権の価額（敷地利用権が設定された隣接施行敷地権にあつては、その減価額）とに差額があるときは、施行者は、その差額に

相当する金額を徴収し、又は交付しなければならないものとする。 (第八十五条関係)

(8) マンション再生事業により施行者が取得した再生後マンションの区分所有権等は、再生前マンションの区分所有権等を有していた者、隣接施行敷地権を有していた者、施行底地権を有していた者等の居住等の用に供するため特に必要がある場合を除き、原則として、公募により譲渡しなければならぬものとする。 (第八十九条関係)

5 都道府県知事等は、マンション再生事業の円滑な施行に係る援助をするため必要があると認めるときは、第四の三の1の支援法人に必要な協力を要請することができるものとする。 (第九十七条第三項関係)

六 マンション等売却事業

1 売却決議マンション等を買収しようとする者は、当該売却決議マンション等ごとに、当該売却決議マンション等の除却等に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を申請することができるものとする。 (第百四条第一項関係)

2 マンション等売却組合

- (1) マンション敷地売却組合をマンション等売却組合に改め、マンション等売却組合（六において「組合」という。）は、マンション等売却事業を実施することができるものとする。

（第百九条関係）

- (2) 売却合意者は、売却決議マンション等ごとに、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとする売却合意者は、(3)の規定により、集会を開き、当該集会において、売却合意者の過半数の者であつて議決権等の過半数を有するものが出席し、出席した売却合意者及びその議決権等の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないものとする。

（第百十三条第一項及び第二項関係）

- (3) 売却合意者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができるものとするほか、集会の招集等に関し、所要の規定を設けるものとする。

（第百十四条から第百十七条まで関係）

- (4) (2)の認可の基準に、売却決議が当該売却決議の要件を満たしてされたものであること、マンショ

ン敷地売却等を行う場合にあっては当該マンション敷地売却等を行うことが売却等マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること等を加えるものとする。

(第百十八条第一項関係)

- (5) 組合は、(2)の認可の公告の日から二月以内に、売却等に参加しない旨を回答した区分所有者又は敷地共有持分等を有する者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができ、請求するものとする。

(第百二十一条第一項関係)

- (6) 組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができるものとする。

(第百二十二条から第百二十四条まで関係)

- (7) 組合の解散等は、総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であつて敷地利用権の持分等の価格の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその敷地利用権の持分等の価格の各四分の三以上で決しなければならないものとする。

(第百三十条関係)

3 分配金取得手続等

- (1) 組合は、2の(2)の認可の公告等があつたときは、遅滞なく、登記所に、売却等マンションの区分

所有権等又は売却敷地の敷地共有持分等について、分配金取得手続開始の登記を申請しなければならないものとする事。

(第百四十条第一項関係)

(2) 分配金取得計画においては、組合員が売却等マンションについて有する区分所有権等又は売却敷地について有する敷地共有持分等を定めなければならないものとする事。

(第百四十二条第一項関係)

(3) 分配金取得計画に係る認可の基準に、1の認定を受けた計画に係る売却マンション等にあつては、当該計画に係る売却マンション等の借家権等が権利消滅期日までに消滅することが確実であること等を加えるものとする事。

(第百四十四条関係)

(4) 補償金の支払等

イ 権利消滅期日において、売却等マンションは、組合に帰属し、建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、売却等マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅するものとする事。

(第百四十九条第一項関係)

ロ 組合は、権利消滅期日までに、売却等マンション等に関する権利(組合員の有する区分所有権

等を除く。)を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないものとする事。

(第百五十三條關係)

(5) 売却等マンション等を占有している者(売却等マンションの借家権を有する者等を除く。)は、一定の場合を除き、権利消滅期日までに、組合に売却等マンション等を明け渡さなければならないものとする事。

(第百五十五條關係)

4 組合等は、基本方針に従って、売却等マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保等に努めなければならないものとする事。

(第百五十五條の二關係)

5 都道府県知事等は、マンション等売却事業の円滑な実施に係る援助をするため必要があると認めるときは、第四の三の1の支援法人に必要な協力を要請することができるものとする事。

(第百六十條第三項關係)

七 マンション除却事業

1 マンション除却組合

(1) マンション除却組合(七において「組合」という。)は、マンション除却事業を実施することが

できるものとし、法人とするものとする。

（第百六十三条の二及び第百六十三条の三第一項関係）

- (2) 取壊し合意者は、五人以上共同して、定款等を定め、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができるものとし、この場合、認可を申請しようとする取壊し合意者は、(3)の規定により、集会を開き、当該集会において、取壊し合意者の過半数の者であつて議決権の過半数を有するものが出席し、出席した取壊し合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、組合を設立する旨の決議をしなければならないものとする。

（第百六十三条の六第一項及び第二項関係）

- (3) 取壊し合意者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができるものとするほか、集会の招集等に関し、所要の規定を設けるものとする。

（第百六十三条の七から第百六十三条の十まで関係）

- (4) 都道府県知事等は、(2)の認可の申請があつた場合において、取壊し決議が当該取壊し決議の要件を満たしてされたものであること、マンションの除却を行うことが除却マンションの居住者の居住環境の改善のために必要であること等の基準に該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。

らないものとする。

（第百六十三条の十一第一項関係）

- (5) 組合は、(2)の認可の公告の日から二月以内に、取壊しに参加しない旨を回答した区分所有者等に対し、区分所有権等を時価で売り渡すべきことを請求することができるものとする。

（第百六十三条の十四第一項関係）

- (6) 組合は、専有部分の賃借人等に対し、賃貸借の終了等を請求することができるものとする。

（第百六十三条の十五から第百六十三条の十七まで関係）

- (7) 組合の解散等は、総会において、組合員の議決権の過半数を有する者であつて持分割合の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその持分割合の各四分の三以上で決しなければならぬものとする。

（第百六十三条の二十三関係）

- (8) その他組合の管理及び解散並びに組合に関する税法上の特例に関し、所要の規定を設けるものとする。

（第百六十三条の二十四から第百六十三条の三十二まで関係）

2 補償金支払手続等

- (1) 組合は、1の(2)の認可の公告があつたときは、遅滞なく、登記所に、除却マンションの区分所有

権について、補償金支払手続開始の登記を申請しなければならないものとし、当該登記に係る除却マンションの区分所有権を処分するときは、組合の承認を得なければならないものとする。

(第百六十三条の三十三第一項及び第二項関係)

- (2) 組合は、1の(2)の認可の公告後、遅滞なく、都道府県知事等の認可を受けて、補償金支払計画を定めなければならないものとし、当該認可を申請しようとするときは、あらかじめ、総会の議決を経なければならないものとする。

(第百六十三条の三十四関係)

- (3) 補償金支払計画においては、除却マンションに関する権利（組合員の有する区分所有権を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものの氏名等を定めなければならないものとする。

(第百六十三条の三十五第一項関係)

- (4) 補償金支払計画における補償金の価額の算定基準に関し、所要の規定を設けるものとする。

(第百六十三条の三十六関係)

- (5) 都道府県知事等は、(2)の認可の申請があつた場合において、除却マンションの区分所有権について先取特権等を有する者の権利を不当に害するものでないこと等の基準に該当すると認めるとき

は、その認可をしなければならないものとする。

（第百六十三条の三十七関係）

(6) 補償金の支払等

イ 権利消滅期日において、除却マンションは、組合に帰属し、建物の各部分を所有権の目的としない建物となり、除却マンションを目的とする所有権並びに借家権及び使用貸借による権利以外の権利は、消滅するものとする。

（第百六十三条の四十二関係）

ロ 組合は、権利消滅期日までに、除却マンションに関する権利（組合員の有する区分所有権を除く。）を有する者で、権利消滅期日において当該権利を失うものに対し、補償金を支払わなければならないものとする。

（第百六十三条の四十四関係）

(7) 除却マンション等の明渡し

イ 除却マンションを占有している者（除却マンションの借家権を有する者等を除く。）は、一定の場合を除き、権利消滅期日までに、組合に除却マンションを明け渡さなければならないものとする。

（第百六十三条の四十六第一項関係）

ロ 組合は、権利消滅期日後マンション除却事業に係る工事のため必要があるときは、除却マン

シヨンの敷地を占有している者に対し、期限を定めて、その明渡しを求めることができるものとする。

（第百六十三条の四十六第二項関係）

3 組合等は、基本方針に従って、除却マンションに居住していた区分所有者及び借家権者の居住の安定の確保等に努めなければならないものとする。

（第百六十三条の四十七関係）

4 マンション除却事業の監督等

(1) 都道府県知事等は、マンション除却事業の円滑な実施に係る援助をするため必要があると認めるときは、第四の三の1の支援法人に必要な協力を要請することができるものとする。

（第百六十三条の五十二第三項関係）

(2) その他組合に対する監督、資金の融通等及び技術的援助の請求に関し、所要の規定を設けるものとする。

（第百六十三条の五十三から第百六十三条の五十五まで関係）

八 除却等をする必要のあるマンションに係る特別の措置

1 除却等の必要性に係る認定等

(1) マンションの管理者等は、特定行政庁に対し、当該マンションの除却等をする必要がある旨の認

定を申請することができるものとする。

（第百六十三条の五十六第一項関係）

- (2) (1)の認定を受けたマンションに係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又はマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が許可したものの各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法第五十六条等の規定による限度を超えるものとする。
- （第百六十三条の五十九第一項関係）
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構は、(1)の認定を受けたマンションの除却等に必要な資金を貸し付けることができるものとする。

（第百六十三条の六十一関係）

2 敷地分割決議

- (1) 1の(1)の認定を受けた場合においては、団地建物所有者集会において、特定団地建物所有者（議決権を有しないものを除く。）及び議決権の各四分の三以上の多数で、敷地分割決議をすることができるものとする。
- （第百六十三条の六十三第一項関係）

- (2) 団地内建物を構成するマンションが、第二の一の政令で定める災害により大規模一部滅失をし、かつ、1の(1)の認定を受けた場合において、当該マンションの除却の実施のために敷地分割決議を

しようとするときは、当該政令で定める期間に限り、(1)の規定の適用については、当該規定中「四分の三」とあるのは、「三分の二」とするものとする。こと。（第百六十三條の六十三第二項關係）

九 敷地分割事業に係る敷地分割組合等

1 第百六十八條第一項の規定による認可を申請しようとする敷地分割合意者は、2の規定により、集会を開き、当該集会において、敷地分割合意者の過半数の者であつて議決権の過半数を有するものが出席し、出席した敷地分割合意者及びその議決権の各四分の三以上の多数で、敷地分割組合（3において「組合」という。）を設立する旨の決議をしなければならないものとする。こと。

（第百六十八條第二項關係）

2 敷地分割合意者の五分の一以上の者であつて議決権の五分の一以上を有するものは、集会を招集することができるものとするほか、集会の招集等に関し、所要の規定を設けるものとする。こと。

（第百六十八條の二から第百六十八條の五まで關係）

3 組合の解散等は、總會において、組合員の議決権の過半数を有する者であつて分割実施敷地持分の割合の過半数を有するものが出席し、出席した組合員の議決権及びその分割実施敷地持分の割合の各

四分の三以上で決しなければならないものとする。

（第百七十九条関係）

4 都道府県知事等は、敷地分割事業の円滑な実施に係る援助をするため必要があると認めるときは、第四の三の1の支援法人に必要な協力を要請することができるものとする。

（第二百十三条第三項関係）

十 その他所要の改正を行うものとする。

第四 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正

一 マンションの管理に関する勧告等

1 都道府県知事等は、マンションの修繕の実施がマンション管理適正化指針に照らして著しく不適切であることを把握したときは、管理組合の管理者等に対し、マンション管理適正化指針に即したマンションの管理を行うよう勧告することができるものとする。

（第五条の二第二項関係）

2 都道府県知事等は、1の規定等による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた管理組合の管理者等に対し、マンションの管理について特別の知識経験を有する者のあつせん等を行うよう努めなければならないものとする。

（第五条の二第三項関係）

3 都道府県知事等は、1の規定等の施行に必要な限度で、その保有するマンションの区分所有者等に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとし、1の規定等の施行のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、マンションの区分所有者等に関する情報の提供を求めることができるものとする。

（第五条の二第四項及び第五項関係）

4 都道府県知事等は、1の規定等の施行に必要な限度において、管理組合の管理者等に対し、マンションの管理の状況について報告を求め、又はその職員に、当該マンション等に立ち入り、当該マンション等を検査させること等ができるものとし、当該マンションの人の居住の用に供する専有部分に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該専有部分に居住している者の承諾を得なければならないものとする。

（第五条の二第六項関係）

二 マンション所有者不明専有部分等の管理に関する区分所有法の特例

1 都道府県知事等は、居住その他の使用がなされていないことが常態であるマンションの専有部分であつて、その区分所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないもの等（三の6に

において「マンション所有者不明専有部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、第一の五の１の規定による命令の請求をすることができるものとする。

（第五条の三第一項関係）

２ 都道府県知事等は、マンションの専有部分又は共用部分が適正に管理されていないことにより、そのまま放置すれば、著しく保安上危険となるおそれのある状態等となると認められるマンションの専有部分（三の６において「マンション管理不全専有部分」という。）又は共用部分（三の６において「マンション管理不全共用部分」という。）につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、地方裁判所に対し、第一の六の１又は４の規定による命令の請求をすることができるものとする。

（第五条の三第二項及び第三項関係）

三 マンション管理適正化支援法人

１ 都道府県知事等は、一般社団法人等であつて、２の業務等を適正かつ確実に実施することができる

と認められること等の基準に適合すると認められるものを、その申請により、マンション管理適正化支援法人（三において「支援法人」という。）として登録することができるものとする。

(第五条の四第一項関係)

2 支援法人は、次に掲げる業務等を行うものとする。

(1) 管理組合等に対し、マンションの管理に関する情報の提供等のマンションの管理の適正化の推進を図るために必要な援助を行うこと。

(2) 都道府県等がするマンション管理適正化推進計画の作成等に関し、管理組合等のマンションの管理に関する意向その他の事情の把握等を行うこと。

(第五条の五関係)

3 支援法人は、第三の五の5、六の5、七の4の(1)又は九の4の規定により都道府県知事等から協力を要請されたときは、当該要請に応じ、マンション再生事業の円滑な施行等を図るために必要な援助に関し協力するものとする。

(第五条の六関係)

4 支援法人の役員等は、正当な理由なしに、2の(1)又は(2)に掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。

(第五条の七関係)

5 支援法人は、都道府県等に対し、2の業務等の実施を通じて得られた知見に基づき、マンション管理適正化推進計画の作成等を行うことを提案することができるとし、提案を受けた都道府県等

は、当該提案に基づきマンション管理適正化推進計画の作成等をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした支援法人に通知するものとする事。

（第五条の十三関係）

6 支援法人は、マンション所有者不明専有部分、マンション管理不全専有部分又はマンション管理不全共用部分につき、その適正な管理のため特に必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、二の規定による請求をするよう要請することができるとともに、都道府県知事等は、要請があつた場合において、必要があると認めるときは、二の規定による請求をし、当該請求をする必要がないと判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした支援法人に通知するものとする事。

（第五条の十四関係）

四 管理計画の認定等

1 分譲事業者は、マンションの修繕等の管理に係る資金計画及び管理組合の管理者等へのマンションの管理の適切かつ円滑な引継ぎに関する事項等を記載した管理計画を作成し、計画作成都道府県知事等の認定を申請することができるものとする事。

（第五条の十五第二項及び第三項関係）

2 計画作成都道府県知事等は、1の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る管理計画が、

資金計画がマンションの修繕等の管理を確実に遂行するため適切なものであること、分譲事業者による管理組合の管理者等へのマンションの管理の引継ぎが適切かつ円滑に行われる見込みが確実であること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができるとすること。

（第五条の十六関係）

3 2の認定を受けた分譲事業者は、認定管理計画に係るマンション（4において「管理計画認定マンション」という。）の管理組合の管理者等が選任されたときは、当該認定管理計画に当該マンションの管理組合の運営の状況等を記載し、当該管理者等の同意を得た上で、速やかに、第五条の十九第一項の変更の認定を申請しなければならないものとする。

（第五条の二十第一項関係）

4 2の認定を受けた者等は、管理計画認定マンション又はその利用に関する広告等に、当該管理計画認定マンションが2の認定を受けている旨の表示を付することができるとすること。

（第五条の二十一第一項関係）

五 マンション管理業者に係る措置

1 マンション管理業者は、管理受託契約を締結する管理組合等から管理者事務の委託を受けることを

内容とする契約を締結しようとするときは、あらかじめ、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、管理業務主任者をして、当該契約の重要事項について説明をさせなければならないものとする。

（第七十二条第一項関係）

2 マンション管理業者は、管理事務の委託を受けることを内容とする契約を締結する管理組合等から管理者事務の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、遅滞なく、管理者事務の対象となるマンションの部分等を記載した書面を交付しなければならないものとする。

（第七十三条第一項関係）

3 マンション管理業者は、管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるときは、定期に、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、管理業務主任者をして、当該管理事務に関する報告をさせなければならないものとする。

（第七十七条第二項関係）

4 マンション管理業者（管理事務の委託を受けた管理組合の管理者等であるものに限り。）は、自己等との間における取引を行うときは、あらかじめ、説明会を開催し、当該管理組合を構成するマンションの区分所有者等に対し、当該取引の重要な事実を説明しなければならないものとする。

(第七十七条の二関係)

六 その他所要の改正を行うものとする。

第五 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正

一 独立行政法人住宅金融支援機構は、マンションの更新等に必要な資金の貸付けを行うものとする。

(第十三条第一項関係)

二 その他所要の改正を行うものとする。

第六 附則

一 この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第七条まで、第十一条、第十六条及び第十八条関係)

三 この法律の施行状況等に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第八条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第九条、第十条、第十二条から第十五条まで及び第十七条関係)